

答 申 第 3 4 5 号
平成23年7月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年3月5日付け千整第1517号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成22年2月12日付けで異議申立人から提起された、平成22年2月9日付け千整第
1305号の2で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、平成20年度急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）住民説明用資料に記載された個人の氏名及び法人の名称について開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成22年2月9日付け千整第1305号の2で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示とした処分理由に具体的なものが無く、情報公開条例の条文を引用したにすぎず、不開示の正当な理由と言えず、処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は不開示理由として千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イに該当するとしているが、異議申し立て理由で述べたとおり「公開することにより、正当な利益を害するおそれがあり」としているが正当な利益を害するおそれとはどのような事を指すのか、具体的事実を全く述べていない。よって、不開示とした部分について印影を除く全ての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対して、平成22年1月15日付けで行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載を「千葉地域整備センターのH16年度からH21年度迄の各年度毎の業務委託に関する公文書全てのうち国際航業（株）に関する起案書、設計書、入札結果（随意についても）、契約書、成果品等」とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件対象文書について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として次の文書を特定した。

- (1) 平成20年9月10日付け急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）執行伺い
- (2) 急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）設計書
- (3) 平成20年9月26日開札の急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）開札調書
- (4) 平成21年6月付け平成20年度急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）告示図書（案）
- (5) 平成20年度急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）机上区域検討結果
- (6) 平成20年9月29日契約の急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）業務委託契約書（以下「本件文書1」という。）

- (7) 平成21年6月付け平成20年度急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）報告書（以下「本件文書2」という。）
- (8) 平成20年度急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）区域調書（1/2）及び（2/2）（以下「本件文書3」という。）
- (9) 平成20年度急傾斜地崩壊対策委託（基礎調査その3）住民説明用資料（以下「本件文書4」という。）

3 本件決定について

実施機関は、平成22年2月9日付けで、特定した対象文書のうち上記2（1）から（5）までについて、行政文書開示決定を行い、本件文書1から本件文書4（以下あわせて「本件文書」という。）について、条例第8条第2号及び第3号に該当するとして、本件決定を行った。

なお、平成23年4月20日付けで、本件決定の「開示しない部分及び開示しない理由」欄に誤記（記載漏れ）があったとして、当該部分の一部訂正を行った。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件決定で不開示とした部分である法人従業員の氏名、法人従業員の役職、特定の個人を識別することのできる肖像写真、法人従業員の印影、地図上の個人の氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号の不開示情報に該当する。

当該情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報ではないため、同条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。

当該個人は、国際航業(株)の従業員であり同条例第8条第2号ただし書ハに規定する公務員等に該当しないため、同条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

本件文書は、業務委託に係る関係書類として作成されたものであり、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報ではないため、同条例第8条第2号ただし書ニに該当しない。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件決定で不開示とした部分を開示することにより明らかとなる情報は、法人支店長の印影と地図上の法人の名称である。

法人支店長の印影については、法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしているものと推認されることから、条例第8条第3号イに該当する。

また、地図上の法人の名称は土砂災害特別警戒区域又は土砂災害特別区域に立地していることを示しており、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条第3号イに該当する。

5 異議申立ての理由について

異議申立人は、不開示とした処分理由に具体的なものが無く、条文を引用したにすぎず、処分の正当な理由と言えないと主張する。

しかしながら、法人従業員の氏名、法人従業員の役職、特定の個人を識別することのできる肖像写真、法人従業員の印影、地図上の個人の氏名については、上記4（1）で説明するとおり、条例第8条第2号の不開示情報に該当するものであり、法人支店

長の印影と地図上の法人の名称については、条例第8条第3号の不開示情報に該当するものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、実施機関の説明要旨のとおりである。

これに対し、異議申立人は平成22年2月12日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

異議申立人は、不開示とした部分について印影を除く全ての開示決定を求めると主張するので、以下、検討する。

2 条例第8条の該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、実施機関の説明要旨4(1)のとおりである。

イ 本件文書2には、法人従業員の氏名、法人従業員の役職、本件文書3には法人従業員の肖像写真、本件文書4には地図上の個人の氏名が記録されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に規定する不開示情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 本件文書2について

実施機関は、本件文書2に記録された情報のうち、法人従業員の氏名及び法人従業員の役職について、条例第8条第2号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しないため不開示としているので、以下検討する。

(ア) 技術士補の氏名について

a 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第2項には、「技術士補となる資格を有する者が技術士補となるには、その補助しようとする技術士を定め、技術士補登録簿に、氏名、生年月日、合格した第一次試験の技術部門の名称、その補助しようとする技術士の氏名、当該技術士の事務所の名称及び所在地その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。」とされており、同法第33条では「技術士登録簿及び技術士補登録簿は、文部科学省に備える。」と規定されている。

b また、同法第40条第1項には、「文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務を行わせることができる。」と規定しており、当該指定登録機関には社団法人日本技術士会(以下「技術士会」という。)が指定されている。

c 技術士会では、同法第32条第2項に規定する技術士補の登録について、「登録申請書に記載された個人情報、本登録に関する事務並びに登録の有無についてのみの第三者からの確認照会への対応などの目的に限り利用します。」とその個人情報の取扱いについて本人に明示するとともに、技術士会のホームページにも掲出している。

- d 当審査会が実施機関を通じて技術士会に上記の取扱いについて確認させたところ、技術士会では、第三者から照会があった場合には、登録者の氏名及び生年月日を伝えた場合にのみ、その登録の有無を回答するとのことである。
- e この技術士会の対応について、当審査会が判断をすべき立場にはないが、技術士法には技術士補登録簿に掲載されている情報について何人に対しても等しく公開することを定めた規定はないこと、また、技術士会が上記のとおり対応していることをもって、技術士補の氏名が何人にも知りうる状態に置かれていると解することは相当ではないことから、技術士補の氏名については法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(イ) シビルコンサルティングマネージャの氏名について

- a 社団法人建設コンサルタンツ協会（以下「協会」という。）がその定款に基づいて規定するシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）資格制度施行規程第8条には、「RCCMとなる資格を有する者がRCCMとなるには、協会に備えるRCCM登録簿に氏名、生年月日、所属する会社の名称及び所在地、合格したRCCM資格試験の技術部門の名称、その他協会が定める事項について登録を行わなければならない。」と規定されている。
- b また、RCCM登録規則第15条第1項には、「会長は、建設コンサルタンツ等業務を営む者の要請があった場合は、登録簿の写しを閲覧に供することができる。」とあり、同条第2項には、「国、地方公共団体その他の建設コンサルタンツ業務を発注する者は、必要がある場合は、会長に登録簿の写しを求めることができる。」と規定されている。
- c 当審査会が実施機関を通じて協会に登録の必要性等について確認させたところ、登録させる理由については、技術力の維持・向上及び信用の確保のために必要であること、限定的に閲覧等をさせている理由については、資格技術者を活用する立場の者（各発注機関）が当該資格を確認するために必要であること、との説明があった。

また、RCCM登録規則第15条第1項及び第2項に規定する者以外の者には、個人情報であるため登録簿については公開できないとの説明があった。

- d 上記のとおり、RCCMの氏名は、限定的に登録簿の閲覧又は写しの交付が可能となっているにすぎず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(ウ) 測量士の氏名について

- a 測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項には、「技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。」とあり、同法第49条第2項には、「測量士名簿及び測量士補名簿は、国土地理院に備える。」と規定されている。
- b しかしながら、測量法には上記登録簿の閲覧規定はなく、作業現場への標識の掲示規定もないことから、測量士の氏名については法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(エ) その他の法人従業員の氏名について

- b 本件文書2には、その他の法人従業員の氏名が記録されているが、当該従業

員の氏名については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(オ) よって、上記(ア)から(エ)のとおり本件文書2に記録された情報のうち、法人従業員の氏名については、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要である情報、公務員等の情報及び食糧費の支出を伴う説明会等の情報ではないため、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニに該当しない。

(カ) 法人従業員の役職について

b

本件文書2には、法人従業員の役職が記録されているが、実施機関をして確認させたところ、その役職名は当該法人の事業所において限定的なものであることが認められた。

よって、法人従業員の役職は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第8条第2号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しない。

イ 本件文書3について

本件文書3には、業務委託区域内の現況写真及び現地の測量写真が掲載されているが、測量写真には特定の個人であると識別できる測量中の個人の肖像が含まれている。

実施機関の説明によれば、当該個人は上記ア(ウ)の測量士及び(エ)のその他の法人従業員とのことであり、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しない。

ウ 本件文書4について

実施機関は、本件文書4に記録された情報のうち、地図上の個人の氏名を条例第8条第2号に該当し不開示としているので、以下検討する。

(ア) 本件文書4は、土砂災害警戒区域等指定説明会用に作成された資料であり、本件請求の委託業務対象地域とは別の地域の地図が含まれており、その地図上に個人の氏名が記録されている。

(イ) 実施機関をして、委託業者に当該地図上の氏名について確認させたところ、市販の住宅地図に記載されている情報に基づいて転記しているとのことである。

(ウ) よって、本件文書4に記録された情報のうち、地図上の個人の氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、条例第8条第2号ただし書イに該当するため開示すべき情報である。

(3) 条例第8条第3号該当性について

ア 実施機関が、本件決定において不開示とした部分は、本件文書1に押印された法人支店長の印影及び本件文書4に記録された地図上の法人の名称である。

イ 条例第8条第3号イは、公にすることにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報とするものである。

ウ 本件文書4は、上記2(2)ウで検討したとおり、すでに市販の住宅地図に記載されている情報であり、その名称を公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第8条第3号イに該当せず、また同号ロにも該当しないので地図上の法人名は開示すべき情報である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、不開示とした処分理由に具体的なものが無く、情報公開条例の条文を引用したにすぎず、不開示の正当な理由と言えず、処分の取消しを求める旨主張しているため検討する。

(1) 条例第12条第3項の趣旨について

条例第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」と規定しており、不開示の理由を付記することを義務付けている。

(2) 理由の付記について

ア 条例第8条第2号該当性について

条例第8条第2号は、個人の権利利益を厳格に保護するため、特定の個人を識別することができる情報を一律に不開示とすることを定め、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものである。

本件決定に係る行政文書部分開示決定通知書（以下「通知書」という。）に記載された不開示しない理由には、条例第8条第2号本文の条文を引用していることが認められるが、本号の趣旨は上記のとおりであり、不開示しない部分として、法人従業員の氏名、法人従業員の役職、特定の個人を識別することのできる肖像写真、法人従業員の印影、地図上の個人の氏名との記載があり、どの情報が特定の個人を識別できるものか明示しているため、理由の付記が不当とは認められない。

イ 条例第8条第3号該当性について

条例第8条第3号は、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

通知書に記載された不開示しない部分には、法人支店長の印影及び地図上の法人の名称と記載されており、それぞれの不開示しない理由について記載されているが、地図上の法人の名称に係る不開示しない理由の記載は、条例第8条第3号の条文を引用したのみであり、理由の付記が十分なされているとは認められない。

なお、当該部分における当審査会の判断については上記2（3）ウのとおりである。

4 結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、本件文書4に記載された個人の氏名及び法人の名称について開示すべきである。

5 附言

本件決定では、本来不開示とすべき個人の氏名についてマスキングがなされないまま開示された部分があること、及び不開示とした事項に係る具体的な理由について記載されていないことから、不適切な処理と言わざるを得ない。

実施機関においては、今後このような事務処理が行われることのないよう十分注意するよう求めるものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 3. 5	諮問書の受理
22. 4. 12	実施機関の理由説明書の受理
22. 5. 14	異議申立人の意見書の受理
22. 7. 30	審議 実施機関から不開示理由の聴取
22. 9. 24	審議
22. 11. 26	審議
23. 6. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成23年6月28日現在)